

令和7年11月19日

一般社団法人広島県医師会会長 様

広島県健康福祉局薬務課長
(〒731-5113 広島市中区基町10-52)

広島県災害薬事コーディネーター設置要綱の制定について（通知）

平素から県の保健医療行政に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、大規模な地震、風水害等による災害が発生した場合において、医療救護活動が迅速かつ的確に実施されるよう調整等を行うため、広島県保健医療福祉調整本部又は広島県現地保健医療福祉調整本部に、広島県災害薬事コーディネーター（以下「災害薬事コーディネーター」という。）を設置することとし、令和7年11月14日付けで要綱を制定しました。

災害薬事コーディネーターは、病院薬剤師にも委嘱することとしており、委嘱にあたっては、対象者が所属する医療機関の長に対し、予め承諾の依頼をする予定です。

については、貴会会員への周知に御協力ください。

1 委嘱方法・任期

（1）委嘱方法

知事が委嘱する。

（2）任期

3年

2 委嘱基準

（1）災害時に、災害薬事コーディネーターとしての活動が可能である者

（2）（公社）広島県薬剤師会が実施した災害に関する研修を受講した者、又はこれに相当する知識経験を有する者として（公社）広島県薬剤師会会长が認める者

3 業務内容

（1）本部災害薬事コーディネーター

主として、県保健医療福祉調整本部（県庁内に設置される。）において、県下における被災地の医薬品等や薬剤師のニーズ把握、医薬品等の供給や薬剤師の派遣調整などを行う。

（2）地域災害薬事コーディネーター

主として、県の現地保健医療福祉調整本部（保健所・支所に設置される。）又は保健所設置市において、地域の医療機関や薬局の稼働状況のほか、被災地の医薬品等や薬剤師のニーズ把握、医薬品等の供給や薬剤師の派遣調整などを行う。

2230



4 活動費用・事故等への補償

(1) 活動費用

広島県災害救助法施行細則（昭和23年広島県規則9号）別表第2薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士及び歯科衛生士の項、日当の欄に定める額

(2) 事故への補償

傷害保険に加入

5 根拠

「災害薬事コーディネーター活動要領」について（令和7年3月10日付け厚生労働省医薬局総務課長通知）

広島県地域防災計画（昭和38年6月策定）

担当 製薬振興グループ

電話 082-513-3223（ダイヤルイン）

（担当者 西名、田中、源内）

広島県災害薬事コーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 広島県災害対策本部が設置される大規模な地震、風水害等による災害が発生した場合において、医療救護活動が迅速かつ的確に実施されるよう調整等を行うため、広島県保健医療福祉調整本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）又は広島県現地保健医療福祉調整本部（以下「現地保健医療福祉調整本部」という。）のもとに、広島県災害薬事コーディネーター（以下「災害薬事コーディネーター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(推薦)

第2条 公益社団法人広島県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）会長は、知事から災害薬事コーディネーターの推薦の依頼を受けたときは、次の要件を満たす者を推薦するものとする。

- (1) 災害時に、災害薬事コーディネーターとしての活動が可能である者
- (2) 県薬剤師会が実施した災害に関する研修を受講した者、又はこれに相当する知識経験を有する者として県薬剤師会会长が認める者

(委嘱)

第3条 知事は、前条の規定により推薦された者を、災害薬事コーディネーターとして委嘱し、名簿を作成するとともに、県薬剤師会と共有するものとする。

- 2 前項により委嘱された災害薬事コーディネーターは、活動ができない事由が生じたときは、速やかに、委嘱状を添えて知事に届け出るものとする。

(任期)

第4条 災害薬事コーディネーターの任期は3年間とする。ただし、任期途中に新たに任命された者の任期の終期は、既に任命された災害薬事コーディネーターの任期と同様とする。

- 2 任期中に県又は県薬剤師会が実施する災害薬事に関する研修又は訓練に参加した災害薬事コーディネーターは、再任を妨げないものとする。
- 3 災害薬事コーディネーターは、任期満了であっても、新たに災害薬事コーディネーターが決定されるまでは、その職務を行うものとする。

(県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーター)

第5条 第3条の規定により委嘱された災害薬事コーディネーターのうち、保健医療福祉調整本部を主たる活動場所とする者を「県災害薬事コーディネーター」、現地保健医療福祉調整本部、市町等を主たる活動場所とする者を「地域災害薬事コーディネーター」とする。

(要請等)

第6条 知事と県薬剤師会会长との「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定」(平成31年締結、以下「協定」という。)に基づき、知事は、必要に応じて県薬剤師会会长に対し、災害薬事コーディネーターの派遣を要請するものとする。

- 2 県薬剤師会は、前項の要請を受けたときは、災害薬事コーディネーターを派遣する。
- 3 派遣された災害薬事コーディネーターは、保健医療福祉調整本部、現地保健医療福祉調整本部、その他保健医療福祉調整本部長が適当と認める場所において活動を行うものとする。

(業務等)

第7条 県災害薬事コーディネーターは、次の業務についての助言及び支援を県災害医療コーディネーター等と連携して行う。

- (1) 保健医療福祉調整本部等の組織体制の構築に係る業務
 - (2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務
 - (3) 保健医療福祉活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る業務
 - (4) 患者・医薬品等の搬送の調整に係る業務
 - (5) 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務
 - (6) その他、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた事項
- 2 地域災害薬事コーディネーターは、次の業務についての助言及び支援を地域災害医療コーディネーター等と連携して行う。
 - (1) 現地保健医療福祉調整本部、市町等における保健医療福祉活動の調整等を担う本部に係る業務
 - (2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務
 - (3) 保健医療福祉活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る業務
 - (4) 患者・医薬品等の搬送の調整に係る業務
 - (5) 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務
 - (6) その他、地域保健医療福祉調整本部長が必要と認めた事項
 - 3 知事は、災害薬事コーディネーターによる調整等の必要がなくなったと認めるときは、災害薬事コーディネーターに対する活動の要請を解除するものとする。

(守秘義務)

第8条 災害薬事コーディネーターは、活動上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(平時の体制)

第9条 災害薬事コーディネーターは、災害時において円滑に業務が行えるよう、平時においても各コーディネーターをはじめ、関係機関との連携体制の構築、維持に努めるとともに、災害薬事研修や訓練（企画及び検証を含む。）等に積極的に参加し、資質の向上に努めるものとする。

(その他)

第10条 災害薬事コーディネーターの費用弁償及び補償等については、協定の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年11月14日から施行する。

【県保健医療福祉調整本部体制図】



注) [] は、本部設置（発災直後）から廃止まで活動 [] は、災害の状況に応じて参画又は要請